

中小企業共通EDI 対応製品・サービスの認証制度について

特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会

2020年5月14日

1. 共通EDI対応製品・サービスの認証制度について

共通EDI認証制度の趣旨

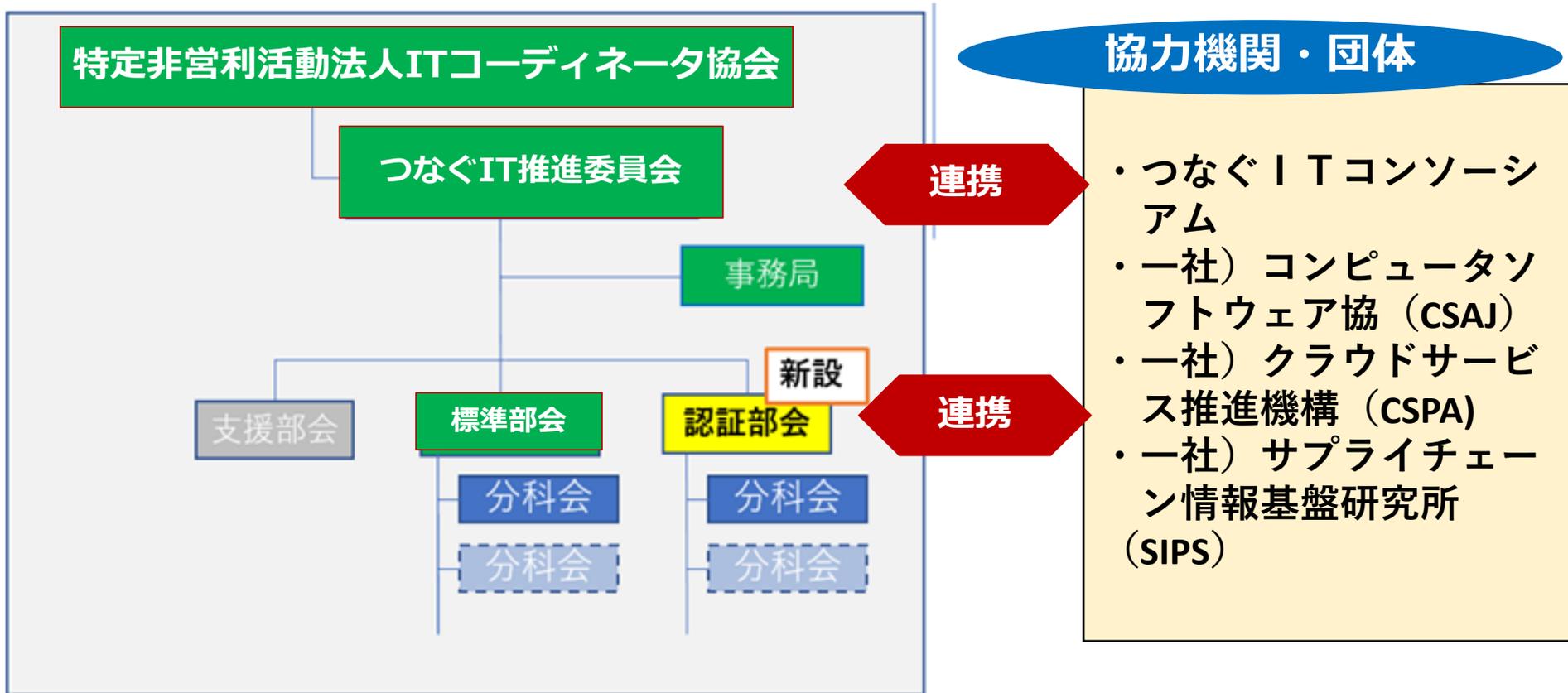
ITコーディネータ協会は、**中小企業共通EDI**を構成するITツール、すなわち中小企業共通EDIプロバイダ、および業務アプリが中小企業共通EDI標準を実装し、相互連携性サービスを提供していることを確認するために「**中小企業共通EDI認証制度**」を発足させることにいたしました。

認証制度の運用はITコーディネータ協会つなぐIT推進委員会に新設された認証部会が担当します。

認証制度の目的

1. ユーザー企業の方に安心して選定、利用いただくために、提供されるアプリケーション・サービスが、中小企業共通EDI標準の仕様に適合していることを認証するものである。
2. ユーザー企業にアプリケーション・サービスを提供するベンダー企業が、本認証を得ることにより、当該製品の品質を維持し、普及展開を促進し、ひいては中小企業共通EDIを広く普及させるものである。

認証制度運用体制



※委員会、各部会、分科会に連携先各団体より委員として参加いただいています。

認証制度による期待効果

(1) 製品・サービスの認知度の向上

中小企業共通 EDI の考え方に賛同頂いたベンダー企業が、競争的な関係を越えて共に紙・FAX で行われている非効率な「受発注業務」を変えて行くことを本制度によってアピールすることにより、「中小企業共通 EDI」を推進するベンダー企業および各社の製品・サービスに関する**認知度が向上**すると考えられます。

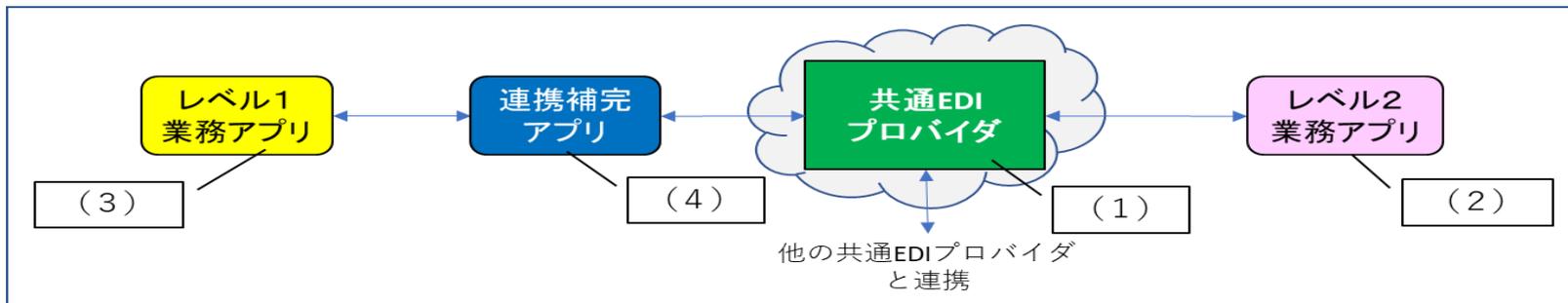
(2) 製品・サービスのユーザー数の増加

本制度と同時に進行する「共通 EDI 推進サポータ研修」を受講した IT コーディネータ等の支援者は、受発注業務に悩む多くの中小企業に認証された製品の中から適したものを紹介することになります。そのため「共通 EDI 推進サポータ研修」とタイアップして IT ベンダー主催の製品・サービスの研修を受講頂くことを検討しており、多くの IT コーディネータ等のコンサルタントが各製品の特長を学び、中小企業との橋渡しの役割を担うことになります。これにより、ベンダー企業の製品・サービスの**ユーザー数が増加**するものと考えられます。

(3) 国からの支援

本認証を取得した製品・サービスは、国の進めるスマート SME サポータ制度の「提供するソフト・サービスに関する開示項目」として「中小企業共通 EDI 対応」というカテゴリで**登録・公開**される予定です。

2. 認証対象は4種類



(1)共通EDIプロバイダサービス

- 企業間で取引情報をインターネット経由で交換するための仕組み・サービスでありクラウドで提供される。

(2) レベル2 業務アプリ

- 共通EDI標準が規定する相互連携性仕様を実装している業務アプリ
- 共通EDIプロバイダと業務アプリを併設する複合型EDIサービス
- ユーザ企業個別に開発した特注アプリは認証対象としない。

(3)レベル1 業務アプリ

- 共通EDI標準が規定する相互連携性仕様が不足する業務アプリ。連携補完手段と合わせて認証対象とする

(4)連携補完アプリ

- レベル1 業務アプリに不足する相互連携性仕様を補完するアプリ。

※上記(1)～(4)に適合しないITツールはITC協会事務局へ相談する。

3. 認証の基準は2つ

本認証制度においては、以下の2つの要件区分への適合を確認した認証対象について、中小企業共通EDI標準への適合を認証する。

【実装要件】 認証対象が相互連携性を確保するために必要な仕様・機能（中小企業共通EDI標準に規定）を実装していること。

【表示要件】 相互連携性、およびEDI利用に必要な機能・サービス（中小企業共通EDI標準に規定）を認証対象が実装・提供していることをユーザーが確認するために必要な情報を公開していること。

※注：「相互連携性を確保」とは発信者と受信者の業務アプリ間でEDIデータが実用レベルで交換できること。実用レベル実現の要件を「中小企業共通EDI標準」で定義する。

認証マーク

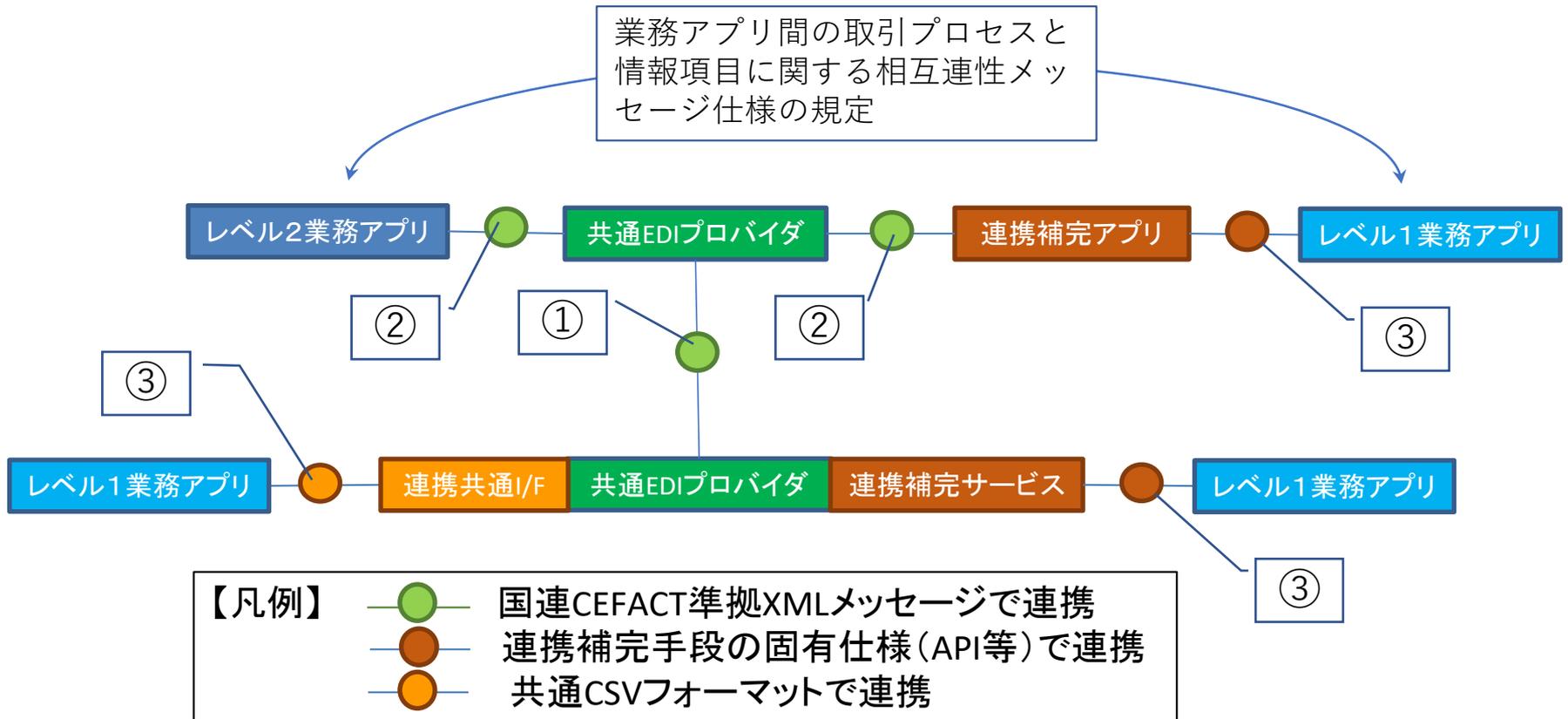


共通EDIの取引プロセスと共通EDIメッセージ

国連CEFACT標準に準拠した取引プロセス・メッセージver.3									
メッセージ辞書	中小企業取引プロセス	見積		注文		出荷	検収	請求	支払通知
	中小企業共通EDIメッセージ	見積依頼	見積回答	注文	注文回答	出荷案内	検収	請求	支払通知
標準仕様書	業務アプリの必須実装情報項目	12	19	18	20	18	21	22	22
	プロバイダの必須実装情報項目	106	147	166	175	133	88	106	111

- 取引プロセスと共通EDIメッセージは、国連CEFACT標準に準拠しており、中小企業共通EDI標準仕様書ver.3に定義されている。実装する取引プロセスは認証申請者が選択することができる。
- 共通EDIメッセージ毎の情報項目は中小企業共通EDI標準仕様書ver.3 <付表2> 中小企業共通EDIメッセージ辞書・BIE表に定義されている。実装必須の情報項目が規定されている。

共通EDIの要素間連携機能



- ① 共通EDIプロバイダ間の連携通信機能（必須）
- ② 共通EDIプロバイダとレベル2業務アプリ間の連携通信機能(任意)
- ③ 共通EDIプロバイダの連携補完手段とレベル1業務アプリ間の連携通信機能(任意)

既存業務アプリへの対応

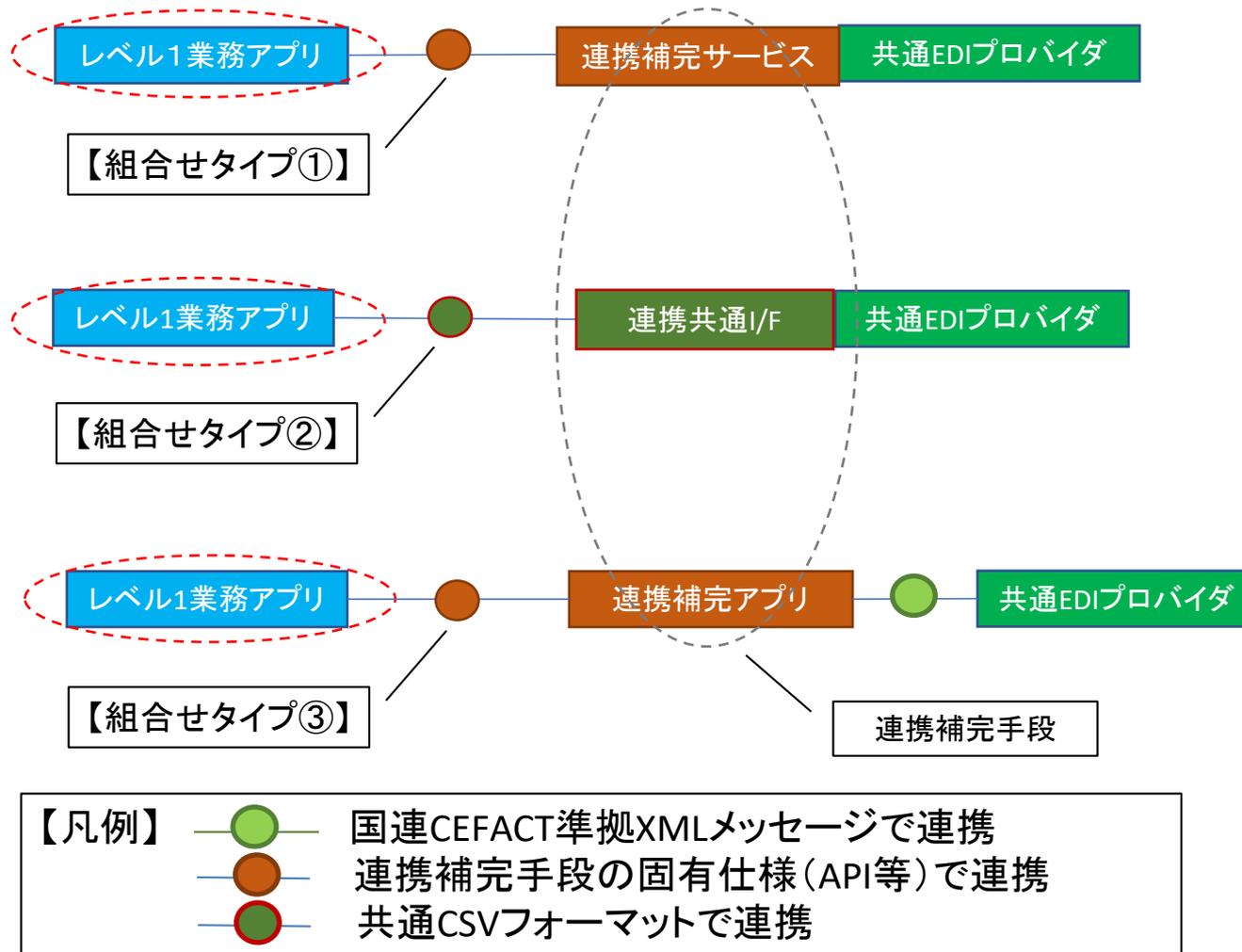
【狙い】

共通EDI認証を取得する業務アプリを拡大するために、既存業務アプリが該当する「レベル1業務アプリ」の認証取得が容易にできるようにする

【方法】

1. 業務アプリ間連携に必須の「相互連携性仕様」を再定義し、「レベル1業務アプリ」に求める相互連携性仕様を分かり易く規定する
2. 「レベル1業務アプリ」に不足する要件を補完する「連携補完手段」の類型と規定を明示し、レベル1業務アプリとの組合せ仕様を規定する

レベル1業務アプリと連携補完手段の組合せ



4. 認証の手順

【認証手順】

中小企業共通EDI認証は次の手順で認証を行う。

(1) セルフチェック

認証申請希望者は認証申請製品の認証区分を選定し、認証ガイドライン、および認証申請書を利用して認証申請製品のセルフチェックを行う。

(2) 認証申請

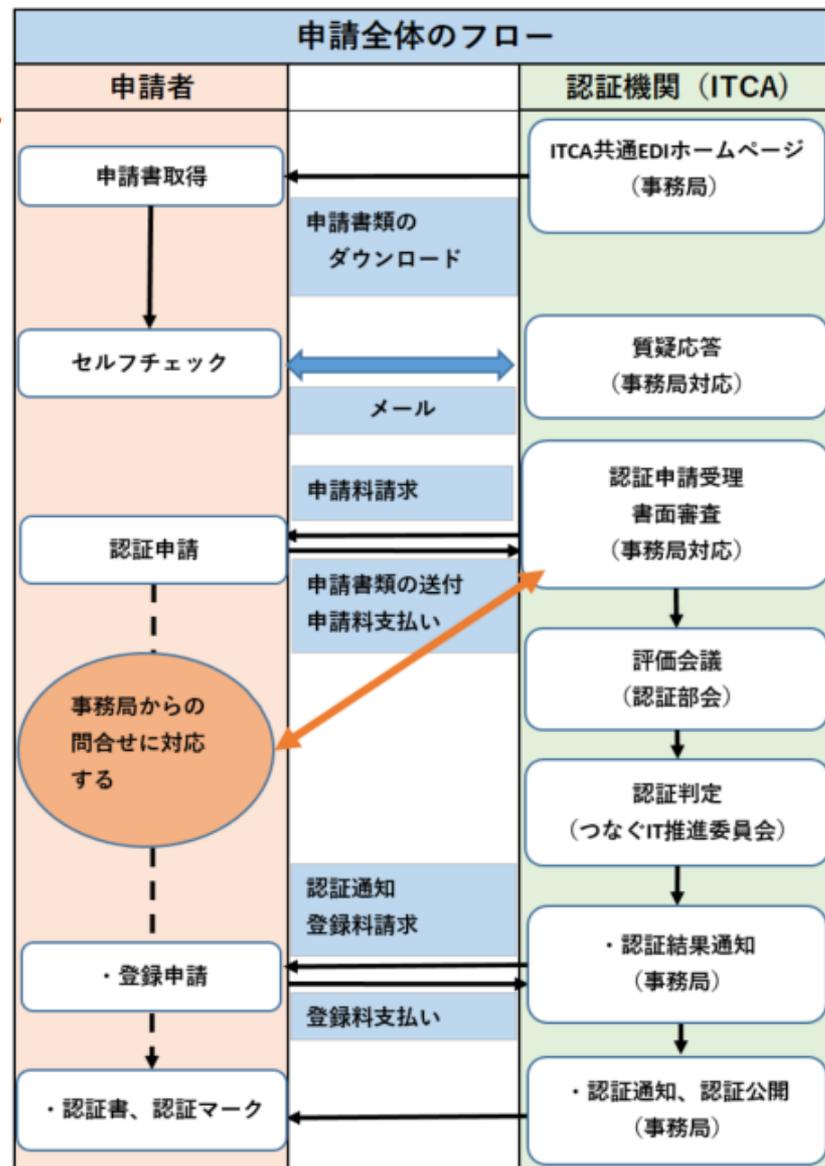
認証申請者は認証申請製品の認証審査申請書に認証申請書および連携確認データ（エビデンス）を添付し、事務局へ申請する。

(3) 認証審査

事務局は認証申請書の書面審査を行う。問題なければ、認証部会へ認証申請書を提出し認証部会で評価会議を行い、つなぐIT推進委員会が承認する。

(4) 認証の公開

事務局は認証審査に合格した認証製品を登録し、ITC協会WEBサイトに公開する。併せてこのWEBサイトに認証製品の認証内容についての情報を公開する。



※認証制度運用ガイドラインより

認証申請書

認証申請書付属資料<共通 EDI プロバイダサービス用>

1. 認証区分と提供サービス区分

➤ 認証区分

区分	認証区分名
P	共通 EDI プロバイダサービス

➤ 認証申請する提供サービス区分の「登録」欄へ「○」を記載

区分名	提供サービス区分	内容	登録
P①	共通 EDI プロバイダ①	基本機能※	<input type="checkbox"/>
P②	共通 EDI プロバイダ②	基本機能+連携補完サービス	<input type="checkbox"/>
P③	共通 EDI プロバイダ③	基本機能+連携補完サービス +連携共通 I/F	<input type="checkbox"/>

※基本機能：共通 EDI プロバイダ間連携機能+レベル 2 業務アプリとの連携機能

2. 認証要件

認証要件 1 P. <標準仕様書 5. 1. 1> 取引プロセスと EDI メッセージ仕様

➤ サービス提供する取引プロセス（標準仕様書 5. 1. 1 (2)）

⊕ 「サービス登録」欄へ、サービス提供する取引プロセスに「○」「×」で登録

取引サブドメイン	取引プロセス名	サービス登録
汎用取引	見積情報	<input type="checkbox"/>
	見積回答情報	<input type="checkbox"/>
	注文情報	<input type="checkbox"/>
	注文回答情報	<input type="checkbox"/>
	出荷情報	<input type="checkbox"/>
	検収情報	<input type="checkbox"/>
	請求情報	<input type="checkbox"/>
	支払通知情報	<input type="checkbox"/>
カンバン取引	需要予測情報	<input type="checkbox"/>
	納入指示情報	<input type="checkbox"/>

◎ 応募申請書類として

① 認証申請書（自己申告チェックシート）

② 連携確認資料一式（エビデンス）

連携したプロバイダとアプリケーションの相互認証

➔ 事務局はこの申請書とエビデンスを確認する。

➤ 必須要件の実装登録

標準の規定の実装について登録

標準の項目	内容	登録
5. 1. 1. (1)	共通 EDI メッセージの規定フォーマット実装	<input type="checkbox"/>
5. 1. 1. (2)	選択取引プロセスのすべての情報項目実装	<input type="checkbox"/>
5. 1. 1. (3)	5. 3. 2 項に規定する EDI データ属性の実装	<input type="checkbox"/>

認証要件 2 P. <標準仕様書 5. 1. 2> 中小企業共通 EDI プロバイダ間の連携仕様

➤ 連携する他の共通 EDI プロバイダを登録。登録欄と連携確認データ添付欄に「○」を記入。連携確認データは別紙確認資料に記載

➤ 連携確認データは別紙確認資料に記載

連携手段	登録	連携先共通 EDI プロバイダ (連携先を公開)	連携確認 データ添付
ESP 連携プロトコル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
固有 API による連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

認証要件 3 P. <標準仕様書 5. 2. 1> 共通 EDI プロバイダと業務アプリ間の連携仕様

➤ 連携する業務アプリと連携手段を登録。登録欄と連携確認データ添付欄に「○」を記入。連携確認データは別紙確認資料に記載

連携手段	登録	連携する業務アプリ (連携先を公開)	連携確認 データ添付
共通 EDI メッセージによる連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
固有連携手段による連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連携共通 I/F による連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. 認証制度費用について

◎認証申請料

区分	認証区分名	申請料(税別)
P	共通EDIプロバイダ	10万円
B2	レベル2業務アプリ	5万円
B1	レベル1業務アプリ	5万円
T	連携補完アプリ	5万円

◎認証登録料

一律 4万円 (税別)

◎更新料 (毎年更新)

2年目から、更新料として年間2万円(税別)

6. 「認証制度」全体スケジュール

◎第1回認証スケジュールについて

- ・ 事前申請期間 2020年4月27日（月）～5月22日（金）
- ・ 応募期間 2020年4月27日（月）～6月15日（月）
- ・ 審査結果通知 2020年7月1日(予定)
 ➡メールにてご連絡します。
- ・ 認証式2020年7月末を予定

◎第2回以降の認証公募スケジュールについて

- ・ 今年度第2回公募は、2020年10月～11月を予定。
- ・ 今後、毎年1回は行う予定。